

Title	横浜正金銀行の本来の外国為替銀行化過程(宇治順一郎教授退任記念号)
Sub Title	The Process of the Yokohama Specie Bank to the Genuine Foreign Exchange Bank(In Honour of Professor Junichiro Uji)
Author	斉藤, 寿彦(Saito, Hisahiko)
Publisher	
Publication year	1985
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.28, No.5 (1985. 12) ,p.66- 83
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19851225-04053865

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

横浜正金銀行の本来の外国為替銀行化過程

齊 藤 寿 彦

はじめに

日本では明治初期には外国為替業務は外国銀行によって独占的に取扱われていたが、1880年(明治13年)に半官半民の横浜正金銀行が設立され、同行が外国銀行に対抗する外国為替・貿易金融機関として発展を遂げた。明治末期には同行の外国為替取扱高が外国銀行のそれを凌駕するという構造が定着した。それではなぜどのようにしてイギリス系植民地銀行を中心とする外国銀行に対抗して横浜正金銀行が発展し得たのであろうか。本稿はこの問題の解明の一環をなすものである。

横浜正金銀行は正貨取扱銀行として設立されたが、設立後に外国為替取扱銀行に転換していくこととなった。1889年3月までの同行の業務の中心は、政府所有の「準備金」中の紙幣の預け入れを受けて外国為替業務を行う御用外国荷為替の取扱であった。だが御用荷為替制度は、正金銀行が借用証書のような形式の荷為替証書をとって輸出商に政府所有紙幣を貸出し、輸出商が荷受地における輸出品の売上代金(外貨)を同行またはその代理人を経て日本の公使館または領事館に返済するものであった。したがって、この取組における為替相場または紙幣価値の変動による損益は、輸出業者(1880年10月から1882年2月まで採用された、返済された外貨を円に換算して決済する方式の場合)、または政府(1882年3月から採用された、為替取組日に紙幣貸出額を外貨換算する方式の場合)に帰属した。また日本における輸出業からの依頼を受けて横浜正金銀行が外国における荷受人から取立てた外貨は政府が所有したから、為替相場変動に伴う外貨価値変動によって生じる損益は、この外貨を保有する政府に帰属した。正金銀行の御用為替取扱は同行が政府からこの取扱の委託を受けて行っている性格が強い。とくにこの取扱による収入が1882年3月から1888年5月までの期間中に取組んだ為替については2%の手数料収入(ただし1883年5月から1885年12月までは直輸出為替に限り収入は貸出利子の正金銀行への払戻し収入となっている)によるものであったことは、御用荷為替取扱における正金銀行の仲介機関的性格をよくあらわしている。

したがって、御用外国荷為替取扱の場合には正金銀行は為替売買差額(為替持高)についての為

替相場変動から生ずる損益を自ら負担せず、本来の外国為替業務を行っていたとは言えないのである。1888年5月に手数料制が廃止され、正金銀行が荷主から為替手形を買入れた時の相場から0ペンス $\frac{5}{16}$ を差引いた相場(米・仏為替にもこれを準用)で同行が取立て外貨を政府に納入することになり、同行は為替買入額と外貨納入額との差額を収入として受取ることとなった。この場合には為替相場の変動によって同行の収入が変化するわけであるが、この場合においても正金銀行手取分を除く外貨資金の価値変動による損益は政府に帰属し、また取立外貨は政府が保有するのであるから、為替リスクは基本的には政府が負っていたと言えるのである。

1889年(明治22年)3月末に政府の「準備金」が閉鎖され、正金銀行の御用荷為替の取扱が廃止されるに至った。同年以降同行は本来の外国為替銀行に転化していくことになったのである。御用外国荷為替期¹⁾までについてはすでに別稿で論じておいたので、本稿では横浜正金銀行の本来の外国為替銀行への転化過程について考察したい。なお紙面の都合上、対象時期を日清戦争前に限定する。同行が大きく発展した日清戦争以後についての考察は別稿に譲りたい。

1. 外国為替手形の日本銀行低利再割引制度の成立

御用外国荷為替取扱期においては横浜正金銀行の外国為替業務はこの取扱を中心としていた。「準備金」からの同行への預け入れの廃止は同行の外国為替業務の継続を困難にするものであった。

1889年3月に中村、岡村、谷本、種田、平沼、加藤の原六郎頭取を批判する6名の大株主は、次のような趣意書を原六郎頭取へ交付し、政府へその内容を請願するよう要求した。すなわち「政府従来の御保護も今や殆んど頼むに足らざるの実あるか故今後益々本業の隆盛を謀り外国に対する本邦理財の機関を自らせんと欲するには今に於て其特権を掌握し基礎を鞏固に」すべきである、正金銀行はこれまでに外国荷為替の業を開始し、海外送金の業を開き、日本における海外為替相場の平準を保ち、海外各地から日本へ仕向けた荷為替並に逆為替業を開いた、正金銀行の信用も高まった、今は正金銀行が相応の特権を有し資本の充実を図るべきである、だが、株主の出資は容易でない、ただ次の数件を許可されるべきである、「第一 海外財務に関する事業は一切正金銀行の専任たるべきことを政府より公然特許を得たき事 第二 正金銀行をして請求次第所持人払の銀行手形を発行するの権を許され度事 但本条の許可を得がたきときは日本銀行兌換券一千万円を営業年間正金銀行へ預け入れを可願事 第三 資本を鞏固ならしむる為め本行へ帝室御持株一万株御払下を可願事 但御払下代価は券面額へ積立金割合を加へ御払下を可願事 第四 前三者の希望をして何れも成就させるに於ては可成従来の規模を縮少し只守成の一方あるのみ²⁾」。この中で海外事業は正

1) 拙著『外国為替銀行の成立』国際連合大学、1983年。

2) 「横浜正金銀行の業務拡張」『東京経済雑誌』第481号、1889年(明治22年)8月3日、157~158ページ。

金銀行がもっぱら行いべきであると述べられていることは、外国為替の取扱をめぐって吉原日本銀行初代総裁時代以来日本銀行と正金銀行が対立してきたのを反映しているものとみることができ、この中で正金銀行が日本銀行から借入を行うことが述べられておらず、正金銀行が持参人払の銀行手形〔銀行券〕の発行が主張されているのは注目に値する。同趣意書は日本銀行への依存を避けようとしているのである。同趣旨書では正金銀行の銀行券発行が認められない場合に政府からの預かり金を受けることを認めているが、一方帝室所有株の払下げを要求しており、この意味では正金銀行の政府依存をできるだけ排除して、民間株主の出資（負担）の増加を避けつつ民間株主権限の強化を図ろうとしていると思われる。反対株主の立場については後でも述べる。

このような正金銀行の一部株主の見解にもかかわらず、原頭取は正金銀行の外国為替銀行としての存続の方途を日本銀行からの借入に求めたのである。すなわち原は1889年に日本銀行へ政府預金にかわる海外荷為替資金として1,000万円の融資を請求した。だが日本銀行はこの要求に応じず、1888年（明治21年）に正金銀行に融資した300万円を期日（1889年3月30日）までに返済するよう正金銀行に迫る有様であった。そこで原六郎は外国荷為替資金として日本銀行が正金銀行に1,000万円を貸出すよう大蔵省に意見書を提出したのである。³⁾

その結果、1889年4月25日に日本銀行において大蔵省国債局長田尻稻次郎、日本銀行第2代総裁富田鐵之助等は原に面会を求め、その際田尻稻次郎も日本銀行から300万円の融資を正金銀行が受けるだけで我慢し、なるべく営業費を節減するよう原に勧告した。日銀だけでなく大蔵省内にも正金銀行へ1,000万円を融資することに異論を唱える者が存在したのである。原はこの勧告を拒否し、この日の会談は物別れに終わった。翌26日に原は大蔵省へ出頭して次官、局長等と協議したが、名案も出なかった。原はかれらの了解を取付けるには至らなかったのである。結局この問題は大蔵大臣の裁定を待つこととなった。原はその足で松方大蔵大臣邸を訪れ、日本銀行が融資に反対する以上、正金銀行が海外為替事業を続ける自信はない、ということ松方に申し述べた。⁴⁾

松方正義は、1881年（明治14年）9月の「財政議」においては、新設する中央銀行に外国為替部を置き、横浜正金銀行を合併してこれにあて、中央銀行に外国為替の売買を行わせることを述べていた。しかしその後松方の考えは変わり、外国為替の対顧客売買操作は正金銀行に行わせて、日本銀行は横浜正金銀行の売買操作を間接的に援助すればよいとの見解に転じた。⁵⁾ 松方大蔵大臣は、御用外国荷為替廃止後も為替作用を以て輸出を奨励し正貨の吸収を継続する必要を認めた。松方は為替事業は正金銀行が営み、その資金は必要だけ日本銀行から出させるという意見を原に伝えた。⁶⁾ 松方は1889年（明治22年）6月7日に日本銀行で開かれた関係者会議の席上で、富田日銀総裁に対

3) 原邦造編『原六郎翁伝』中巻、1937年、126ページ。

4) 同上書、126～127ページ。

5) 吉野俊彦『忘れられた元日本銀行総裁—富田鐵之助伝—』東洋経済新報社、1974年、122～126ページ。

6) 原邦造編、前掲巻、127ページ。

し、横浜正金銀行を日本銀行の責任代理店と為し、正金銀行に日銀が2%以下の利率で資金を供給して外国為替を取扱わせ、あわせて正貨回収にあたらせることを勧めたのである。⁷⁾

日本銀行に資金を供給させて正金銀行に為替を取扱わせようという松方の論理はいかなるものであったのか。松方が1889年に黒田内閣総理大臣宛に提出した「横浜正金銀行ト日本銀行トノ関係ニ付キ松方正義ノ意見」によれば、(1)日本銀行は正貨回収の義務を負っている、(2)日本は欧州各国から遠く隔たっており、また日本の信用も強固ではないので、中央銀行である日本銀行が利子割引歩合を引上げて正貨を吸収することは困難であり、「荷為替等ノ方法ヲ継続シテ海外ノ正貨ヲ吸収シ貿易ヲ奨励シテ生産発達」を図るほかはない、(3)だが危険の多い外国荷為替等の業務は中央銀行が行うべきではない、(4)これを行うのは正金銀行が最も適当であるが、外国為替業務は利益が少ないから、低利資金が必要である、(5)したがって日銀が正金銀行に低利の為替資金を供給し、正金銀行に外国為替業務を取扱わせ、これによって正貨を吸収し、兌換制度を支える、というのが松方の構想であったのである。⁸⁾

その背後には国際収支の悪化・正貨流出に対する松方蔵相の危機感があった。軍備の充実、外国品需要の増大のために国際収支が悪化し正貨が流出するのを防ぐために松方は輸出を奨励しようとして正金銀行の外国為替手形買取（とくに輸出手形）を保護することとし、このために日本銀行を動員しようとしたのであった。また松方は戦争準備金として正貨を確保しようとしていたのである。軍艦購入に伴う対外支払資金の確保も必要とされたとも考えられる。⁹⁾

だが富田総裁は松方蔵相の勧告に周知のように断固反対した。富田は「奉答卑見」や「為替方法案」と題する意見書を松方蔵相に提出した。富田総裁は中央銀行としての日本銀行自身が外国為替の売買を行うべきであると考えた。そして日本銀行が輸出手形をできるだけ買取り、輸入手形の買取を抑制し、貿易収支を黒字にして正貨を吸収しようとした。とくに日本銀行の外国為替の売買を通じて外国為替相場を変化させて輸出を奨励し、輸入を抑制し、兌換準備を確保しようと考えたのである。¹⁰⁾ 富田は「奉答卑見」の中で、入超時には日本支払商業手形を買手に利益があっても買入れず、外国支払商業手形を高くても買入れ、また日本銀行の準備消長に対しても手形の売買を制限したりすること、「外国為替相場ノ割合ヲ昇降シ以テ貨物ノ輸出ヲ奨励シ輸入ヲ検束ス」ということ

7) 「外国手形再割引并ニ責任代理店開設ニ付日本銀行ニ告諭ス」, 「横浜正金銀行ヲ日本銀行ノ責任代理店トスルノ議」『横浜正金銀行史』附録甲卷之一, 1920年(復刻版, 坂本経済研究所, 1976年), 420~425ページ。

8) 同上巻, 414~420ページ。今田治弥「横浜正金銀行の成立」渡辺佐平・北原道貫編『現代日本産業発達史 第26巻 銀行』交詢社出版局, 1966年, 147ページ。

9) 古沢紘造「横浜正金銀行条例の制定と為替政策」渋谷隆一編『明治期日本特殊金融立法史』早稲田大学出版部, 1977年, 108~110ページ。日本銀行『日本銀行百年史』第1巻, 同行, 1982年, 412~414ページ。

10) 『横浜正金銀行史』附録甲卷之一, 427~438ページ。吉野俊彦, 前掲書, 139~147ページ。水沼知一「横浜正金銀行の外国為替・貿易金融の展開」『横浜市史』第4巻下, 横浜市, 684~693ページ。古沢紘造, 前出, 110~111ページ。日本銀行, 前掲巻, 402~408ページ。

を述べている。

日本銀行監事の北岡文平も正金への日銀融資に強く反対した。日銀監事の森村市太郎（1894年1月16日に市左衛門と改名）も北岡に同調した。当時の銀行雑誌には次のようなことが記されている。「正金銀行の株主諸氏より同行頭取原氏に向て日本銀行より無利息を以て一千万円を借入れられんことを其筋に請願すべしと勸告したるは予てより屢々本誌に掲載せし所なるが此頃に至りて議論愈々其度を増し原氏も漸く株主諸氏の意見に従ひ木村利右衛門其他の諸氏と日本銀行に至り協議を開きける当日〔6月7日〕は日本銀行総裁富田鉄之助を始めとして理事与倉守人、三野村利介、幹事北岡文平、森村市太郎の諸氏出席し特に大蔵省より臨場せられたるものは松方伯、国債局長田尻稻次郎及び秘書官なりき時に松方伯は諸氏に向て正金銀行の今日我国に必要な所以を説き併せて正金銀行の請求を容られんことを望むとの意を陳べたりける是の時に当りて満場の人々皆富田総裁の返答如何あらんと片唾を呑で控ふれば総裁は將に之を答へんとて咳ぶきする瞬間に幹事北岡文平氏先づ首を聳かし膝を進めて伯に謂て曰く…正金銀行に於ては何故なれば日本銀行に向て斯る莫大の請求を為さる次第に候や況んや無利息にて貸渡せよとありては某同行の意何れの処にあるやを知らず此儀如何に候やとぞ申しける伯国家經濟の増進を得るに於て誠に已むを得ざる所なり北岡氏曰く仰に候へども国家經濟の増進を謀るとは如何なる次第に候や国家經濟の増進を謀るもの独り正金銀行のみには限らず本行營業の目的の如きも亦国家經濟の増進を謀るに外ならず同じく国家の經濟を司る為に設けし銀行なるものを日本銀行は何等の義務ありて斯る請求に應ぜざるべからざるか近頃以て心得ぬ次第に候此義に付ては從令富田総裁に於て了諾せらるるとも某に於ては断じて御求には応じ難し故如何となれば日本銀行は株主一般の同意を得ざれば妄りに無利足の金を貸渡すこと能はざればなり閣下のお言には候へども文平に於ては何分之に應じ難し株主一同の意見を聴かざる間は承諾の御返答は出来不申候とまくし掛けてぞ申しける斯くて北岡氏は列坐の諸氏に向ひ諸君某は正金銀行の事に付きて予て聞及んだる些細数多候今ま此場所に於て発言するも差支無かるべきやと申すに田尻国債局長は将来の参考とも為るべければ爰に之を発言するも妨なしと申さる是に於て北岡氏は…然らば申し述べし昨年来同行の致し方規則に乖戻したることあるは世人の知る所なり而して相場…云々と言はんとするや否や直ちに傍らの人に止められ是に於て各々分たれたりとなん夫より北岡氏は森村市太郎氏と共に直ちに伊藤枢密院議長の邸を叩き縷々這般の事情を説き畢り且つ松方伯の財政の事を論じ尚ほ之を黒田総理大臣に訴へんとて添書を伯に求めたりしが伯は之を慰諭して之を総理大臣に訴ふるは暫く思い止まるべし拙者之を松方伯に伝言すべしと申さるるにて僅に思い止まりけり已にして伊藤伯は之を松方伯に伝へければ松方伯は直ちに森村氏を呼び寄せ北岡は狂人じみし人なるに貴殿は如何なればとて之と共に同伴せられしやと申されしに森村氏は…〔北岡〕氏は正金銀行の非理なるを信ずるが故なるべし北岡は決して狂人には候はず拙者の氏と同行致せしは其故拙者と北岡氏と感を同じくする所あるが為に候と申し¹¹⁾た。この記事においては田尻国債局長

が北岡監事に理解を示していることがまず注目される。北岡が正金銀行への日銀低利（文中では無利息となっている）に反対したのはこれが日本銀行に出資をしている民間の株主の利益に反するからであることが上記の記事から読みとれる。また『原六郎翁伝』には6月の会議において「日本銀行監事の中には、正金銀行がたとひ二割の配当を維持できないからと云って日本銀行の利益を殺してまで正金銀行を助ける必要がない……と云って反対するものもあった」と記されており、日銀の正金銀行への低利融資には日本銀行の利害からの反対があったことが述べられている。低利融資には前述の富田総裁の立場とは異なる、日銀や日銀株主の利益からの反対もあったものと思われる。

前述の松方と富田の対立に対して自由主義者の田口卯吉は、松方は日本銀行に正金銀行保証為替手形を割引させようとするものであり、正金銀行を保護しようとしており、富田は正金銀行の保証をまたないで為替手形を直ちに割引させようとするものであり、日本銀行に外国手形を割引させようとするものとしてはその差は50歩100歩にすぎないと述べ、日銀の外国為替手形割引を次のように批判した。まず第1に日本銀行の兌換準備は最も速に正金に変化すべきものであるべきであり、日本銀行が外国為替手形を割引いて外国手形を準備金として保有することは準備金を海外に置くのと同じであり、これはきわめて危険である。第2に松方の主張する日銀の正金銀行所有外国為替手形再割引は、日銀が再割引した手形を同行が金庫の中に収納するのではなく同行がその代金の取立のために直ちにその手形を正金銀行に返すから、その再割引は事実上無担保貸付である、また日本銀行が1,000万円の融資を約束すれば、この額までの融通を拒否できず、この手形再割引は固定貸付と同じである、さらに言えば、貨幣取付が切迫した場合には日本銀行はイングランド銀行のように金利を引上げて兌換券の流通高を縮減して貨幣取付を防ぐべきであり、この時に日銀が外国為替手形の割引を許せば、このために発行した兌換券はただちに取付けられるが、買入れた為替手形は直ちに貨幣とはなっていないために日本銀行は非常な困難をこうむる。第3に正貨の回収に関しては過去に正貨の回収ができたのは紙幣が為替を買ったからでなく、紙幣消却のために輸出品の価格が低廉となり、輸出が増加したためである、今日兌換券を以て外国為替を買入れて銀貨を外国から回収することは現送費を損する、日本銀行が割引利率を引上げて兌換券を減縮させれば、物価が下落し輸出が奨励され輸入が抑制され、貨幣の輸入が奨励されるのである、と。田口はイギリスの経験¹³⁾を理想とし、貨幣数量説に基づいてこのような考え方をしたのであった。

だがこのような田口の主張は日銀の金利引上げで正貨を吸収できない日本の現実を重視する松方

11) 『読売新聞』1889年（明治22年）9月4日付。田口卯吉「日本銀行総裁の更替」『東京経済雑誌』第486号、1889年9月7日、308ページ。『読売新聞』は、この記事についてその向きに聞く所によれば、これは事実において多少相違した所があるが、このような激論があったことはかくせない事実である、と述べている。また吉野俊彦『日本銀行史』第2巻、春秋社、1976年、491～492ページ参照。

12) 原邦造編、前掲巻、128ページ。

13) 田口卯吉「財政意見の衝突（第一）」『東京経済雑誌』第487号、1889年9月14日、335～338ページ。同「財政意見の衝突（第二）」、同誌第488号、9月21日、368～371ページ。同「財政意見の衝突（第三）」同誌第489号、9月28日、403～405ページ。古沢紘造、前出、112～113ページ。

の採用するものとはならなかった。9月には松方は黒田内閣総理大臣に対し、富田日本銀行総裁を処分する必要がある旨を述べた意見書を提出した。¹⁴⁾かくして同月3日に富田は日本銀行総裁を辞任した。その日に三菱の元老格である川田小一郎が第3代日銀総裁に就任した。

1889年10月、松方の意見に基づいて、日銀は正金銀行と年利2%での手形再割引契約を締結した。この限度額は両行の協議で決められることとされ、当初は1,000万円であった。この契約締結によって、正金銀行が外国為替を専門的に取扱い、日本銀行が正金銀行に外国為替資金を融資し、¹⁵⁾自ら内国業務を行う制度が成立したのである。正金銀行はこの日本銀行からの低利資金に依存することによって外国銀行に対抗しつつ外国為替業務を継続的に行えるようになったのである。

日本銀行の正金銀行に対する低利資金供給は、貿易商業資本、貿易関連産業資本にかかわる貿易の発展（輸出、機械・原材料輸入）のためにも行われた。たとえば日本銀行総裁で三菱資本の代表格である岩崎弥之助は、兌換準備を強固に維持するための外国貿易の奨励を重視していたが、従来日本銀行が正金銀行に対して特別の便宜を与えて来たのは、正金銀行が日本の対外貿易の機関として、その発達に貢献すべきであるためである。正金銀行はこの趣旨によって、普通の営利会社でないことを常に考慮し、日本銀行と相親和提携してますます対外貿易の発展に尽瘁し、¹⁶⁾励めて内外商人の間に立って、彼我交際の媒介をも務めることが必要であると1897年に述べている。川田日銀総裁も深くこの点に意を注ぎ、正金銀行の事業を幫助したのである。¹⁶⁾

田口卯吉は日本銀行が正金銀行所有外国手形を特別低廉に割引する制度の採用後もこの廃止を主張した。『東京経済雑誌』1891年9月5日号においてかれはその理由として、(1)日本において金銀生産がないわけではない。(2)日本の物価は低廉なために高値を求めて輸出され、輸出が輸入を超過する。(3)日本は外国から遠く離れているから日本銀行割引歩合の上下は金銀の輸出入に及ぼす効果が弱い、その効果があることは確かである、日本銀行が通貨を序理する方法は、その割引歩合を上下するしかない、(4)正金為替事業の金銀輸出入効果はきわめて弱いということをあげている。¹⁷⁾だがこの田口の見解は当局者によって無視された。

2. 1891年（明治24年）の横浜正金銀行改革

すでに第2代の小野頭取時代に正金銀行の運営方針をめぐる同行取締役間で深刻な対立が生じ

14) 吉野俊彦、前掲書、148ページ。

15) 松方正義は「日本銀行ハ内国ヲ經理シテ以テ外国ニ当リ正金銀行ハ海外ヲ經理シテ以テ内国ヲ益シ内国ニ事アルトキハ正金銀行其全力ヲ尽シテ日本銀行ニ補益シ外国ニ事アル時ハ日本銀行其全臂ヲ奮テ正金銀行ヲ贊助シ内外相応シテ以テ国家経済ヲ利益ス」べきであると述べている（『横浜正金銀行史』附録甲卷之一、418ページ）。

16) 『横浜正金銀行史』180～181ページ、同書附録甲卷之二、568～569ページ。

17) 田口卯吉「日本銀行の正金銀行所有外国手形を特別低廉に割引するを廃すべし」『東京経済雑誌』第588号、1891年（明治24年）9月5日、356～357ページ。

ていた。すなわち同行を外国為替銀行とするか、それとも内国事業金融を行う銀行とするかという対立であった。この対立は当時の経営危機をどちらの方向で乗り切るかというものであった。前者の立場は政府の保護に依存しながら外国為替事業を拡張しようというものであり、後者の立場は政府預金に依存した御用外国為替を謝絶し、内国の事業のみに従事し、同行の官府的な性格を改めようとするものでもあった。この対立の背景には明治14年の政変後の薩長派と大隈・三田派との対立があった。¹⁸⁾ この対立は第4代原六郎頭取の、同行を政府の保護のもとに外国為替銀行とするという改革によって一応の結着がつけられていた。だが1885年末～1886年初め（明治18年末～19年初め）には正金銀行内の元頭取派の残存勢力や一部株主と結びついた大隈派の、薩長派の原を頭取とする正金銀行攻撃が行われた。¹⁹⁾

御用為替取扱満期を迎えた1889年3月には同行の将来に関するさまざまな意見があらわれた。前述の6名の株主の趣意書はこのような状況のもとで作成されたものである。それによれば、当時においては原に反対の株主も一応は正金銀行の外国為替業務を容認していた。1889年には正金銀行と日本銀行の関係が順調でなく、正金銀行の営業成績が停滞的であることや、配当率が2割から1割6分に引下げられたことなどを理由に、「改革派」と称する株主達が原頭取に対してかれの辞職と臨時株主総会の開催を要求する運動を起した。この改革派の中には福沢の教えを受けており、松方大蔵卿によって同行初代頭取を辞職させられていた中村道太らの反藩閥派大株主が含まれていた。²⁰⁾ 正金銀行幹部の一部もこの大株主と結びついていた。正金銀行の事務が緩慢に過ぎ、能率があがらないというような原に対する批判の背景には、後述の福沢の主張にみられるように日本の貿易業者に不満を与える正金銀行の官庁的性格に対する批判があったように思われる。原は同年8月には反対派の主だった株主に為替事業の重要性をくりかえし説き、正金銀行の不信用をもたらすことを吹聴することや臨時株主総会の開催を中止することを直談判した。²¹⁾

こうした状況のもとで原はついに正金銀行頭取をいったん辞職することを決意し、ロンドン総領事園田孝吉を一時的との約束で同行頭取に推薦した。原は正金銀行の経営を離れることは考えず、外交官出身の園田を援助することを約束した。1890年3月の株主総会における取締役選考において原と反対の立場にある3名を除く原を含む8名が選出された。新取締役会で園田孝吉が第5代頭取

18) 前掲拙著、31～32ページ。

19) 原邦造編、前掲巻、100～101ページ。

20) 荻野伸三郎『園田孝吉伝』1926年、164ページ。原邦造編、前掲巻、131～138ページ。『横浜正金銀行史』119ページ。葭原達之「横浜正金銀行における『連合的営業法』の創設と展開」『経営史学』第13巻第3号、1979年6月、47～48ページ。

21) 原邦造編、前掲巻、131ページ。葭原氏は、反対派大株主は正金銀行の業務の重点を内国金融とすべきであると主張したとされているが（同論文、56ページ）、一時はその考えは外国為替重視に傾いていたように思われる。

22) 同上巻、134～138ページ。

23)
に選ばれた。

1890年(明治23年)に正金銀行は銀価騰貴による損失(為替相場の激変による貿易の打撃や同行が欧米向けに巨額の為替買持を有していたことなどによる)や内外の恐慌に伴う取引先の破産、困難などのために正金銀行は営業がきわめて困難であった。銀相場は同年末期以降には低落したけれども商況はその後もなお回復を見ず、同行の収益は減少した。²⁴⁾

1890年頃には一部株主は正金銀行を解散するとか外国向けの営業を廃止すべしとか宮内省所有株に対する配当割合を減少するとかその払下げを請願すべしとかを主張した。また新聞に意見を掲げ²⁵⁾または遊説し、臨時総会を請求した。1891年に入ってからであろうが正金銀行の配当率を1割6分から1割4分に減配する案が世間に伝わると、改革派株主はあくまで1割6分説を主張したのである。²⁶⁾

『東京経済雑誌』によれば1891年に正金銀行改革派株主は次のような正金銀行改革案を作成している。「一 外国為替事件に供する資金に制限を定ため(資本金三分の一を以て外国為替取扱ひに充つ)某限額迄に減少して専ら内国事業を拡張する事 一 現在の資本金四百五十万円の中百五十万円を減じ更に三百万円を以て営業する事(其減却の方法は百五十万円丈の株券を買入れて之を消却する事) 一 前項の目的を達する為め定款を改定し併せて株主中より数名の相談役を選定する事」。²⁷⁾

改革派は藩閥政府の同調者に反対、政府や日銀からの正金銀行の独立の立場を有するのであるが、上記の諸要求には株主としての利益追求がよくあらわれている。宮内省の持株をなくすることは同行を民間株主が支配することになるであろうし、宮内省所有株の配当割合を減ずることや民有株の配当率を引下げないことは民間株主の利益につながる。日銀低利融資なしの外国為替業務が利益があがらないということから、同行の外国為替業務を制限したり廃止したりして内国金融を拡充することが同行の利益となるという考えが株主に生まれたのであろう。正金銀行を内国金融機関化するのであれば日本銀行からの低利融資も特別に必要とはならないから、これが主張されないことになる。もちろん日本銀行に依存しない経営の安定を求めて内国金融機関化を改革派が志向したとも言えるのであるが、同行の先行きが困難であり、株式の買入消却による減資によって株主が同行の資産の一部払い戻しを受けたり、行詰る前に同行の解散によって残余財産の分配に株主が気づかろうとしたということも考えられる。また改革派大株主が正金銀行の経営に参画しようとしたことは取締役への立候補や株主からの相談役選定要求によくあらわれている。改革派には株主の利益を守ろうとした面があったのである。

23) 同上巻, 144~148, 151, 155, 162~163ページ。

24) 『横浜正金銀行史』120~124ページ。

25) 『横浜正金銀行史』附録甲巻之一, 464ページ。

26) 原邦造編, 前掲巻, 156~157ページ。

27) 「正金銀行主一派の請求」『東京経済雑誌』第574号, 1891年5月30日, 757ページ。葭原達之氏は、前出, 56ページにおいて、正金銀行の反藩閥派はその基盤を在来(製糸・製茶)小生産者層に置いたと推定されているが、その論拠は不明である。

1891年3月10日の株主総会は混乱した。その日の総会で園田頭取は原の意見に従って、利益率減少のため配当率を引下げることがを提案した。だが中村氏らの改革派株主は従来通りの配当率を維持すべきであると主張したのであった。園田頭取は不本意ながら原案を修正し、従来通り1割6分の配当をすることに同意し、これを株主総会で可決した。相馬永胤取締役は「此総会ノ不体裁ナリシハ実ニ恥ズベキナリ」と日記に記している。²⁸⁾

園田頭取はその責任を感じ辞意を洩らした。中村道太らの改革派には第1計画に成功すると第2計画を実行に移そうとして、正金銀行員以外の株主から委任状を集めつつ、中村頭取時代から勤続して現に相当の地位を占めている同行行員と結びつつ、正金銀行重役に取って代わろうとする動きがみられた。²⁹⁾ こうした状況のもとで3月25日に松方正義大蔵大臣邸に川田日銀総裁・大蔵省の鈴木正金銀行監理官・園田正金銀行頭取・相馬永胤、原六郎の両正金銀行取締役が参集し、密議を行った。この結果、園田を慰留して頭取として、正金銀行改革を行うこととし、機先を制して行内の反対派を一掃する改革案が立案されるに至った。園田は1891年(明治24年)3月30日に突如として次のような正金銀行改革を断行した。小泉信吉を日本銀行から招いて支配人とし、正金銀行ロンドン支店長山川勇木を急遽召還(3月29日に神戸着)して副支配人として小泉を補佐させ、中村らと結びついていた6名の行員を3月30日付で解雇し、小泉以外に3名の日本銀行行員を正金銀行員として採用したのである。このような一大改革は正金銀行創立以来未曾有のことであった。³⁰⁾

かくして正金銀行を外国為替銀行とする方針が最終的に確定したのである。同年4月1日の同行懇親会の席上、園田頭取は同行を「完全ナル『エクスチェンジバンク』タラシメ朝野理財ノ機関タル名ニ恥チサルニ至ラン」める方針を明らかにしているのである。³¹⁾

園田は正金銀行を完全な為替銀行とするためには日本銀行との関係を一層親密ならしめ両行が相協同するのが急務であると考えた。前述のように日本銀行から数名の人材を迎えたのも同行と日本銀行との関係を円滑にしようというねらいがあったからでもあった。もっとも次稿で述べるように、上記の改革後同行と日本銀行との関係に円滑さを欠く事態もみられたが、両者の結合関係そのものは堅持された。前述の日銀の外国為替手形再割引制度が維持されただけでなく、1891年5月には日本銀行と正金銀行との間で年利2%の当座借越契約が締結されている。外国荷為替の買入をす

28) 『横浜正金銀行史』附録甲巻之一、447～457ページ。原邦造編、前掲巻、157ページ。

28 a) 専修大学相馬永胤伝刊行会『相馬永胤伝』専修大学出版局、1982年、299ページ。

29) 『横浜正金銀行沿革史』第2編、91～92ページ。同書は中村道太元頭取が以前から「本行ニ対シテ非常ノ野心ヲ生シ機ヲ見テ之ヲ乗取ラントスルノ陰謀ヲ計画」していた(91ページ)と述べており、『横浜正金銀行史』は中村が野心を達成しようとした(124、127ページ)と述べているが、小山伝三氏は中村を無欲恬淡な、人のために尽す人物ととらえられている(小山伝三「中村道太と福沢諭吉—特にその交友関係に就いて—」神奈川大学『商経法論叢』第13巻第4号、1963年2月、104～105、109～110ページ)。中村は単なる野心家ではなく、情に厚く、他の株主のために尽したのではなかろうか。

30) 『横浜正金銀行沿革史』第2編、92～93ページ。原邦造編、前掲巻、157ページ。

31) 『横浜正金銀行史』附録甲巻之一、459ページ。

32) 同上巻、458～459ページ。

る場合に、その振出人が荷物を買取って船積を終了するまで、外国為替銀行が為替資金の前貸をする慣例があって、外国銀行が常に低利でこれを実行していた。そこで正金銀行は低利資金を日本銀行から得て得意先に為替当座貸を行おうとしたのであった。日銀からの当座借越の限度額は当初は200万円であった。その後増額されて550万円に至ったが、1897年(明治30年)7月後は400万円までになった。³³⁾

1892年10月には灘の酒家銀行が破綻し、正金銀行神戸支店では約35万円の滞貸が生じた。前述の園田の正金銀行改革後も園田に批判的な同行役員が全くいなかったわけではなく、この事件のために同月28日の重役会議においては園田頭取は反対派から辞職勧告を受けた。だが同頭取はこれを拒否し、「我対外銀行を援助するは国家の任なり」という論文を発表した。一重役がこの事件で日本銀行総裁が正金銀行と関係を絶つであろうと述べたのに対して園田は「一当局者に一の過失があった為、国家必要の銀行事業を廃止するやうな妄挙を日本銀行総裁が何で行はうか。…今や正金銀行は対外経済の一機関である。たとへ政府及び日本銀行が之を廃止しようとしても、我が国家が如何してこれを首肯しやうか。輓近我が農工商の賑々として発達の状態を呈して居るのも、間接には正金銀行の与って力あるものが多い。斯る国運の進歩を輔翼する銀行を、一朝に廃止しようとするが如きは国家に対し加害の罪を免れない」と反対した。これが前述の論文執筆の動機であった。³⁴⁾

上記論文によれば、同行の盛衰はもっぱら国家保護の厚薄と為替相場の高低に基づいていた。国家が対外銀行を保護するのは日本の外国貿易を保護するためであり、外国貿易は国家が最も力を用いるべきものであった。日本銀行が正金銀行を援助するのは日本の外国貿易を調整し、以て正貨の流出を防ぎ、その流入を促進するためであった。正金銀行は国家の後楯なくしては強大な外国銀行と競争することはできなかった。とくに恐るべきは日本の対外銀行と外国銀行との間に金利の大差があることであった。外国銀行は資本の何倍もの預金を有し、その利子が低利であり、たとえば香港上海銀行の運転資金は約1億3,000万円に達していた。だが日本の銀行は預金が極めて少なく、金利が高利であり、たとえば正金銀行は資本金・積立金日本銀行補助金を合計してわずか2,000万円に過ぎなかった。かくして日本の対外銀行を国家が保護することが必要であった。³⁵⁾

このような主張をみれば、横浜正金銀行は日本銀行から低利で融資を受けたために多額の預金を有し金利が低かった外国銀行に対抗しえたと言えるであろう。

3. 不健全財務の整理、堅実の実務経営

前述のように日本銀行外国為替手形再割引論争が展開された頃、福沢諭吉は正金銀行の官庁的性

33) 『横浜正金銀行史』134～135ページ。

34) 荻野仲三郎、前掲書、171～174ページ。園田を批判したのは園田の強力な支持者であった原六郎であったと思われる。詳細は別稿に譲る。

35) 同上書、174～182ページ。

格を批判し、日本の貿易の発達を図るのにふさわしい海外支店当局者の人選を要求していた。すなわち1881年12月頃に正金銀行は私立銀行であって官立、一局の官衙となるべきではないと主張していた福沢は、³⁶⁾『時事新報』1889年(明治22年)9月10日号において、「海外支店当局者の人撰を重んじ、其当局者の機転に因りて我が海外貿易家の便利を助け、將た其支店自身の信用を増して、日本の海外貿易上に有用欠く可らざるの機関たらしむる」ことを正金銀行に所望した。「同行は政府と云へる安全有益の大得意を得たる為め、其大得意の為めにさへ周旋すれば先づ以て營業繁昌にして、其他は顧みるに足らずと思ひたるものゝ如く」、「簡單なる政府の用向を処弁する丈けの人物のみを用ひ、平常海外各都府に營業する日本貿易商店に対し、又は臨時諸機械諸商品の注文買入に出張したる人々に対しても、毎度冷遇の沙汰多く、或は故らに冷遇するの所存なきも、日本御役所風の尊嚴は人と共に海外に携帯して其支店を装ふの趣あるが故に、已むを得ざる緣因ある者の外は好んで其尊嚴に触れんとする者もなく、或は商売上の急事情にて尊嚴も冷遇も打ち忘れ進んで之を利用せんとすれば、又例の御役所風の緩慢に因りて時機を空うすることも多く、日本より海外に出張する唯一の正金銀行が、日本政府の為めには兎も角も、日本外国貿易家の為めには實際甚だ無頓着にして、多くは成規に構へ過ぎ、或は信用状を發し、或は逆為替を組む等、事の急速を要する場合に商家の活機と相投ぜず、我が外国貿易家をして毎度不平を唱へしめ、甚だしきは失望の余り外国人の銀行に依頼して其用を弁ずるものさへあるに至る、不行届なりと云ふ可し」と正金銀行のお役所的性格を批判した。福沢は銀行人としての経験才覚のある人物を支店当局者に選び、またこれによって正金銀行の信用を増して同行と取引する商人の信用も増大させ、これによって日本の貿易の発達を図ることを希望したのである。³⁷⁾

御用荷為替取扱廃止後も上記の福沢の意見にみられるように半官半民の正金銀行の役所性格が根強く残っていた。園田頭取時代になってようやく民間銀行的性格も強くなり、外国為替銀行としての実務が重視され、同行の発展の基礎が固められた。すなわち『園田孝吉伝』は「原氏によって体軀を形造られた正金銀行は、園田氏に至って始めて衣裳を纏ったのであると評されたが、それは園田氏の頭取時代に於いて初めて行内の組織が官衙風から改められて実務風となり、着々運用の道が拡大せられ基礎を固くして行ったのを指して云ったものであらうと思われる」と記しているのである。³⁸⁾

もっとも正金銀行は大蔵省の監督を受けており、1887年(明治20年)に正金銀行条例が制定された時に官選取締役制度が廃止されたが、1889年2月の同条例改正で同行の取締役は大蔵大臣の認許を要し、同行において条例・定款にそむく所為ある時、または大蔵大臣が危険な所為と認める事件がある時は、大蔵大臣はこれを制止し、または取締役の改選を命ずることができ、さらに大蔵大臣は

36) 前掲拙著、32～33ページ。

37) 福沢諭吉「横浜正金銀行に所望あり」慶応義塾編『福沢諭吉全集』岩波書店、第12巻、1960年、246～249ページ。

38) 荻野仲三郎、前掲書、165ページ。

監理官を同行に派遣して同行の事務を監視させることとなり、同年に大蔵省の正金銀行に対する監督権限が強化されていた。³⁹⁾

原頭取時代の正金銀行が堅実経営方針を採用し、これによって同行が破綻をみずにすんだが、園田頭取時代にも同行は同様の方針を採用したと思われる。まず園田頭取は不健全な財務の整理を実行した。すなわち情実に基づいた同行元重役（中村道太）への巨額の貸金を訴訟を行いつつ整理した。もっとも同行は数万円の損失を余儀なくされている。⁴⁰⁾ また同行は第三十三国立銀行に対する貸付を滞貸とみなした。これらに関して園田は、1890年頃について、「中村道太氏、馬車鉄道会社、第三十三銀行、第四十六銀行等ノ事件モアリテ本行ハ珍シクモ訴訟沙汰ニ及ヒタルコト少ナカラス」と述べており、⁴¹⁾ また『東京経済雑誌』1891年9月19日号も、正金銀行は「中村道太氏及び第三十三国立銀行に貸付置ける貨幣十余万円あり、是れ…同行の損失たるを免かれずと云ふ、右に付き同行にては滞貸と見做して、本期の利益金中より準備金を置き、填補することに決せり」と記している。⁴²⁾ 1891年にはアダムソンベル商会が倒産し、正金銀行は50万円の損失を受け、同行は数年にわたってこれを消却した。1892年には前述のように酒家銀行が破綻し、正金銀行は35万円の滞貸を生じ、正金銀行は元金5万円を見切り、残額を無利子5年賦として返済させることとしたのである。⁴³⁾

若干時期がずれるが日清戦争後の1896年に高橋是清は、正金銀行は安全確実な取引を重視し、外商・内商の区別なく、信用のある業者を相手とする経営方針を採用し、その結果同行の取引相手の多くが外商となってもやむを得ないこととしたと明言している。⁴⁴⁾ このことは日清戦争前の本章で取扱う時期についても言えるのではなからうか。これに関して一言すれば、日本の商人がロンドンに支店等を設けて営業を行ってもその多くが失敗したが、この理由として正金銀行の園田頭取は日本商人の次のような問題点を指摘している。すなわち、1. 日本商人は商業学を習わず、2. 商業上の経験に乏しい、3. 信用が貴いことを知らない、4. 忍耐力に乏しい、5. 見本品の性質を誤解しており、たとえば見本品よりも劣る商品を輸出する、資本が乏しい、分業法を知らない、ということである。そして同頭取は正金銀行が信用のある外商を主要な相手として取引を行ったことを次のように述べている。「我商人ハ前述ノ如ク種々ノ原因ニ由リテ終ニ悉ク失敗シ、其跡ヲ龍動〔ロンドン〕ニ絶ツニ至リタルカタメ、現今我商人ニシテ正金銀行ト荷為替ヲ取組ム者殆ト稀ニ、該銀行ハ多ク外商ノ荷為替ヲ取組ムモノトナレリ、外商ト取引ヲ始メタル已〔=以〕来、未ダ一回モ納金ノ滞リタルヲ聞カス、納金ノ延期ヲ請フカ如キハ英商ノ一大恥辱トスル所ニシテ、延期ヲ請ヒ信用ヲ失ハ

39) 『横浜正金銀行史』附録甲巻之一、407～411ページ。

40) 荻野仲三郎、前掲書、169～170ページ。

41) 『横浜正金銀行史』附録甲巻之一、463～464ページ。

42) 『東京経済雑誌』第590号、1891年9月19日、447ページ。

43) 『横浜正金銀行史』132～134、143～144ページ。

44) 「高橋是清氏の海外貿易及び其金融機関談（承前）」『東洋経済新報』第38号、1896年11月25日、25～28ページ。

ンヨリ寧口潔ク身代限リヲ為スニ如カストノ氣風アルヲ以テナリ」。⁴⁵⁾確かに正金銀行が外商を相手に取引を行ったのは日本の商人が貿易取引に失敗する者が多かったために日本商人の同行への荷為替取組依頼が少なかったためでもあろう。だが園田頭取が信用に注目していることを考えると、それは同行が信用のある商人（外商に多い）を重視した結果であるとも考えられるのである。

園田頭取は「為替荷ハ抵当物ナルヲ以テ為替金ヲ入付ルマテハ之ヲ銀行ニ押ヘ置クヘキモノタリ、蓋シ確實ノ商人ニシテ信用厚ク平生銀行ト取引スル者ヘハ、為替券ニ裏書ヲ為サシメ之ト引替ニ荷物ヲ渡スノ例勘カラスト雖モ、最初ヨリ抵当物ヲ手放シスル銀行コレアルヘキニアラス、況ヤ資本乏シク信用ナキ商人ニ対スルオヤ」⁴⁶⁾とも述べている。ここに述べられているのは為替銀行の一般的な営業方法ではあるが、あえてこれを確認しているところにも正金銀行の信用、安全確實を重視する姿勢を看取できる。なお『園田孝吉伝』によれば園田頭取は「石橋金鎚」式の人物であった⁴⁷⁾ようである。

園田頭取は1895年3月に行員一同に向かつて「銀行ハ元來信用ヨリ成立シ而シテ信用ハ徳義ヨリ成立スルモノニシテ即チ信用ハ徳義ノ凝塊タルニ外ナラサレハ銀行家ニ取テハ徳義ハ殊ニ大切」であると述べている。同頭取は1891年に行員がひそかに他の業務を兼営することを厳禁していたが、1893年3月には兼業が世間の疑惑を受け、ひいては正金銀行の信用を害することになると述べている。また同頭取は行員に正金銀行株券の売買をしないように求めたが、これは同行の信用を傷けることをおそれたためであった。ここには正金銀行自身の信用を守ろうとする姿勢がみられる。⁴⁸⁾

上述のように正金銀行が信用、安全性を重視する経営方針を採用したことも同行の堅実な発展を保証するものとなったといえるのではなからうか。

4. 為替相場変動による損失の危険負担とその対策

御用外国荷為替の廃止後、正金銀行は日本銀行から正金銀行所有外国手形の再割引を受けることができるようになって外国銀行に対抗して外国為替業務を継続することができるようになったのである。しかもこの場合に日銀の外国為替手形再割引契約第7条によれば、外貨表示外国手形の円貨換算仮定相場を定めておき、日本銀行はこれに基づく円貨（銀貨）換算高で外国為替手形の再割引を行い、正金銀行にその円貨（銀貨）高をもって取立代金としてこれを日本銀行に支払うこととなっており割引時点における外国為替相場と割引代金返済時点における実際相場との差から生ずる損

45) 園田孝吉「日本ノ貿易商」『産業』第2号、1893年12月、19～22ページ。同「日本ノ貿易商（続）」『産業』第3号、1894年1月、17～22ページ。（長幸男・正田健一郎監修『明治中期産業運動資料』第2集第20巻ノ1、日本経済評論社、1979年所収）。本論文の原稿は発表よりも数年前にロンドンで執筆。

46) 園田孝吉、前掲「日本の貿易商（続）」、21ページ。

47) 荻野伸三郎、前掲書、185ページ。

48) 『横浜正金銀行史』附録甲巻之一、461、466～468ページ。

益は正金銀行が負担することとなっていたのである。⁴⁹⁾また第9条では取立てた外貨を銀塊に変えて日本に輸入し日本銀行への支払いに充当することになっていたけれども、この外貨を正金銀行が実際に所有し続けた場合には、為替相場変動に伴う外貨価値変動によって生じる損益は正金銀行が負担することになった。このように正金銀行は外国為替相場の変動によって外国為替売買、外国為替持高から生ずる損益を同行自らが負担したのである。かくして正金銀行は為替銀行の本来の業務を1889年(明治22年)10月以降継続的に行うようになったのである。

だが為替相場変動による損失の危険を正金銀行自らが負担することになった以上は、同行はその危険をできるだけ回避しなければならなくなった。このためにはとくに為替持高をできるだけなくする、つまり為替買持、または為替売持をできるだけ少なくすることが必要である。かくして同行は次のような対策を立てたのである。

まず第1はロンドン支店為替基金の設定である。従来ロンドン支店には一定の為替買入資金を置いていなかった。本店からロンドンに向けた為替の取立金の中からロンドンで日本向け為替を買入れていた。このために正金銀行本店は巨額の為替買持を有することとなった。このために本店では為替相場の変動によって毎季営業上の収益金が大きく変化したのであった。もしも本店買持の中から英貨を一部分割してロンドン支店における為替基金勘定に移し、ロンドン支店の為替買入元金とするならば、本店では為替相場の変動があっても大きな損失を蒙ることがなく、各季損益を平均化することができた。また海外支店においても一定の基金があれば営業を「便宜精確」に行えたと考えられた。このために正金銀行は1889年(明治22年)11月にロンドン支店に対し為替買入元勘定を設けることを大蔵省へ申請し、同月に大蔵省はこれを承認し、同行は同月中にロンドン支店に50万ポンドの為替基金を設定したのである。⁵⁰⁾

本店がロンドン支店に貸与した英貨に対する銀貨勘定については、1887年11月から1889年10月までの既往2年間の参着為替相場の平均相場で記帳した。その後も2年ごとに2年間の平均参着為替相場で換算が行われた。これによってももしも過剰金(引直し益)があればこれをそのまま据置き、不足金(引直し損)があればこれをその季の利益金の中から補充することとされた。横浜正金銀行本店、横浜正金銀行はこうした操作によってとくに「営業上ノ均衡ヲ保タンコトヲ期」したのである。^{50 a)} 為替買取資金源としてのロンドン為替基設置最大の意義は為替相場変動による損失の危険そのものをなくすることではなく、同行の損益を2年(後にはそれ以上)にわたって平均化し、各季の営業損益の変動を小さくすることにあつたのである。

ロンドン支店の業務が増加し、為替基金が不足すると、正金銀行は翌1890年6月にさらに60万ポンド増額し、ロンドン為替基金を110万ポンドとした。しかし同資金設置以来の経験によれば、2年

49) 水沼知一、前出、702ページ。

50), 50 a) 『横浜正金銀行史』117~118ページ。『横浜正金銀行史』附録甲卷之一、444~446ページ。『横浜正金銀行沿革史』第1編、35~37ページ。東京銀行本店『正金為替資金の史的発展(その1)』14~15ページ。

間の平均為替相場で英貨を換算するだけでは同行の営業上の均衡を十分に得ることはできなかった。最初帳簿上ロンドン支店に貸記された50万ポンドは1889年(明治22年)11月から1892年(明治25年)12月まで38カ月間、その後貸記の60万ポンドは1890年(明治23年)6月から1892年12月まで31カ月の平均参着相場で銀貨額に換算する必要を同行は感じた。かくして同行は1891年(明治24年)9月2日、この改正を大蔵省に申請し、その許可を得たのである。⁵¹⁾

ロンドン支店が替基金(「為替基」)のその後の経過を記せば、1891年(明治24年)5月に英商アダムソンベル商会が破綻した。正金銀行はこれによって50万円の損失を受けた。同行はこの損失の一部を補填するために、1892年にロンドン支店「為替基」110万ポンドの中から60万ポンドを回収し、その残額を50万ポンドに減少させた。だが1894年(明治27年)にこの為替基は20万ポンド増額された。1897年(明治30年)頃にはロンドン支店為替基は東洋方面の為替資金に流用されていた。また同年に正金銀行は大蔵省から英貨100万ポンドを日本銀行を経てロンドン支店に預け入れられた。そこで同年に至り、ロンドン支店為替基が廃止されたのである。同行は同年中に全額70万ポンドを日本に回収した。その廃止決算によって生じた利益は約180万円に達した。⁵²⁾

第2は為替出合法の確立である。正金銀行は正貨の吸収を主目的とする御用為替を取扱っていた頃の慣行を踏襲し、御用為替廃止後も輸出為替を買う一方であり、同行は常に金貨手形の買持が多かった。また原頭取によれば、「元来本行外国為替売買の常勢は買方においては多くは期日の手形なるに拘はらず売方に於ては参着為換又は電信為換等多く売方と買方と常に平均を得ずして買持高の売高に超過するは従来営業の仕来りにおいて免れざる所」であった。また正金銀行は対外的信用が十分になく、外国銀行に対抗して輸入為替を取組むことが困難であった。⁵³⁾

1890年(明治23年)のアメリカのシャーマン法の制定によって銀価が暴騰し、事実上の銀本位制を採用していた日本の為替相場が騰貴し、多額の欧米向為替を所有していた正金銀行は巨額の損失の危険にさらされた。このような経験から園田頭取は「売買ノ平均ヲ保ツノ方法ヲ設ケ即チ金貨モ銀貨モ共ニ買越又ハ売越セス常ニ売買ノ平衡ヲ保チ毎季収益ノ激変ヲ避クルノ方法ヲ確立シ」たのである。すなわち同行は1891年(明治24年)に為替売買方針を改正し、「^{ロンドン}龍動支店為替資金ヲ除クノ外ハ常ニ内外相応シテ為替ノ出合ヲ求メ金貨モ銀貨モ共ニ買越売越ヲ為サ、ルノ方法ヲ立ツ」ることとしたのである。⁵⁴⁾

為替の出合をとる、すなわち外国為替持高が買持の時は為替を売埋め、売持の時には為替を買埋めて為替持高を解消する(持高をスクエアにする)ように調整を図るための有効な方法として採用さ

51) 『横浜正金銀行沿革史』第1編, 37ページ。

52) 『横浜正金銀行史』135~137ページ, 185~186ページ。

53) 『横浜正金銀行史』附録甲巻之一, 474, 476ページ。『横浜正金銀行史』附録乙巻, 83ページ, 88ページ。『横浜正金銀行史』146ページ。水沼知一, 前出, 699~700ページ。

54) 『横浜正金銀行史』附録甲巻之一, 475, 477ページ。『横浜正金銀行沿革史』第2編, 90ページ。

れたのが「連合的営業法」である。これは正金銀行の各店を2団体に大別し、金本位制国、銀本位制国の各店間で統轄店を定め、為替持高を統轄店に集中し、為替売買に関する損益計算は統轄店のみ⁵⁵⁾がつける営業方法である。為替持高の集中は連合的営業法の一環をなすものであった。

従来は正金銀行本支店出張所は分立的、独立的に営業を行っており、損益計算も各店で行っていた。だが外国貿易は大体日本からアメリカとフランスに輸出してイギリスから日本に輸入するものであった。したがってアメリカとフランスの出張所においてはもっぱら日本で取組んだ輸出為替の取立を行い、その代金をロンドンへ回送し、ロンドン支店がこれで輸入為替を取組み、これによって為替の出合をつけなければならなかった。したがって各支店出張所が相連合調和してこそ為替の出合をとることができると考えられた。またロndonは世界商業の中心地〔国際金融の中心地〕でもあったから、為替の出合を求めるといふ目的を達成するのにふさわしい所でもあった。そこでロンドン支店を欧米支店出張所の統轄店、すなわち金本位制国の本部と定めるべきであるとされた。また横浜本店が東洋各店すなわち銀本位制国の統轄店とされることとなった。そしてニューヨーク、リヨン、サンフランシスコの各出張所がロンドン支店の連合店とされ、今後金本位国に設置する各店もロンドン支店の連合店とすることとされた。また神戸支店(海外営業部)、今後銀本位国に設置すべき各店を本店の連合店とすることとされた⁵⁶⁾。

採用された連合的営業法のもとにおいて、統轄店が連合店を指揮した。金本位制国各店の為替持高はロンドンに移し、銀本位制国各店の持高は本店に移し、ロンドン支店と本店とは毎週1回、相互にその総持高を電報しあって為替の出合相殺に努め、それでも出合がつかない場合には両店が相呼応してさらに出合を得るように努力した。正金銀行はこのようにして同行全体のために為替持高⁵⁷⁾できる限り減少させ、為替相場の変動によって生じる損失を最少限度にとどめようとしたのである。

連合的営業法においては連合店において損益勘定がつけられないから連合店の支配人の勤惰功過や支店の損益を連合店の支配人が自店帳簿から知ることができないことになる。この不利な点に関しては、当時の横浜正金銀行は、各支店出張所が独立的に営業するものとするならば、役員⁵⁸⁾の勤怠功過もその帳簿上における利益の多寡によって判断することとなり、各店の主任者が自店の利益を主として全体の利益を忘れる傾向を来すおそれがある、役員勤惰の判定は帳簿上有形の損益によらず無形の成績によって判断するのがよいとみなしている。

連合店が為替を取組む時にその都度統轄店の指揮を仰ぐのは実際上不便であったから、統轄店は常に電報で為替相場の標準と連合店の独断で売買できる金額の限度を指示しておき、この限度内で

55) 同上巻、486ページ。

56) 同上巻、477、482ページ。連合的営業法の展開については葭原達之、前出、52～56ページ参照。

57) 『横浜正金銀行史』130ページ。

58) 『横浜正金銀行史』附録甲巻之一、481ページ。

は連合店はいちいち統轄店の指示を受ける必要はなかつた。⁵⁹⁾

1891年6月29日に連合的営業法の採用が正金銀行常会で議決されて同年11月1日からこれが実行され、日本の金本位制が確立した1897年に至るまで基本的にこれが維持されたのである。もっともこれは状況に応じて変化がみられる。すなわちサンフランシスコ出張所はハワイおよびサンフランシスコ地方の日本の出稼人の預金送金を取扱うことを主目的としており、実際の為替取引は少く、ロンドン支店との関係も薄かったから、1895年(明治28年)に為替独立店化し、1892年(明治25年)に開設されたハワイ出張所は1895年以降サンフランシスコ出張所に属した。1893年(明治26年)に開設された本店連合店の上海出張所は、上海の貿易が横浜よりも多く為替売買がすこぶる頻繁なために1896年(明治29年)に為替独立店化した。1894年(明治27年)に開設されたボンベイ出張所や1896年に開設された香港出張所は最初から為替の独立店であつた。⁶⁰⁾

第3は東洋の重要地への出張所の設立である。園田頭取時代に正金銀行は上海を初めとして香港、ハワイ、ボンベイ等東洋の商業的重要地に出張所を設け、規模の一大拡張を図つた。これは対中国、対インド貿易等の便宜を図るために行われた。これは同行の地位と信用とを一層増加させた。と同時にこのような出張所の開設は、同行の営業方針である金銀為替出合上の便益を得ようとして行われたものでもあつたのである。すなわち欧米金貨国に対する輸出為替は、従来御用外国為替を取扱つたために、比較的良好に正金銀行が吸収することができたが、輸入為替に至っては、とかく先進競争者に圧せられて同行は思うように吸収できなかつた。いつも正銀の輸入で出合をつけるのは非常に不利であつた。そこで為替取引の方面を拡張して、間接為替によつて金銀為替の出合をとりやすくしようとしたのである。⁶¹⁾

園田頭取は1893年(明治26年)9月の株主総会で、「本邦において金貨為換を買入るれば同時に必ず海外各店において銀貨為換を買入れ互に買越売越なからしむを期するか故に銀価変動するも之が為めに大に損益する所あらざるなり」と述べている。⁶²⁾ また1894年3月の株式総会において、「金銀比価の変動及び外国貿易の盛衰は本行の営業と最も密着の関係あること勿論にして当季間に於ては米國議院の形勢一変する毎に銀価従つて浮沈せんとし且輸出貿易も十分に健全なる経過に非ざりしか故に本行外国為換の取引上亦困難を免れずして深く爰に苦慮せし所なりしか幸にして格別の影響を受けざりしものは往年為換営業法の改正以来常に為換の出合を求むるに及々たるの致せし所にして且上海出張所の設置は此目的を達するにおいて与て力ありしを認むるなり」と述べている。⁶³⁾

正金銀行は上述のような方策を採用することによつて為替相場の変動による損失の危険を免れることができ、毎季の損益も著しい増減を見ずにすんだのである。

[千葉商科大学]

59) 同上巻、479ページ。

60) 『横浜正金銀行史』137、145、151、156、157、177ページ。

61) 『横浜正金銀行史』145～148ページ。

62) 『横浜正金銀行史』附録乙巻、100ページ。

63) 同上巻、102ページ。